

平成25年12月24日

平成25年

第12回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成25年第12回教育委員会定例会会議録

平成 25 年 12 月 24 日午後 2 時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

鈴木清子	委員	委員長
尾形威	委員	委員長職務代理者
芳賀淳	委員	
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
津村正純	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢古勝紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤松郁夫
教育総務課長	青木重樹
副参事（教育施設担当）	下遠野茂
学務課長	水井靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野哲郎
副参事	長塚琢磨
学校職員担当課長	室内正男
教育センター所長	菅三男
社会教育課長	星光吉
スポーツ推進担当課長（副参事（国体担当）兼務）	梅崎修二
大田図書館長	山本成俊

計 12 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 12 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 鈴木清子

○委員長

ただいまから、平成25年第12回教育委員会定例会を開催する。

○委員長

12月21日をもって横川・藤崎・清水委員の任期が満了になったことに伴い、先ほど3名の委員が新たに区長から任命を受けたので紹介する。

まず、横川敏男委員、藤崎雄三委員である。両委員は、教育委員としての功績を買われ再任されている。

次に津村正純委員である。津村委員は、大田区に在籍中に経営管理部長、区長政策室長を務め、12月21日付けで退職した。

横川委員から順次、一言あいさつをお願いします。

○横川委員

私はこれまでも学校医として子供たちに関わってきている。今までの経験を活かし、区民、あるいは子どもたちの目線に立ち、大田区の子どもたちのために、いかに大田区の教育を良くしていけるかということに、粉骨砕身努力していきたい。

○藤崎委員

再任のため、1期目と同じでは意味がない。今期、つまり次の4年間、なぜ私がここにいるのかということ常を常に自問自答しながら、耳の痛い話を集め、現場に足しげく通えるようにしたいと思っている。

○津村委員

先ほど、3人の委員とともに区長から教育委員の任命辞令をいただいた。先輩の教育委員とともに、これから大田区の教育行政の一翼を担いたいと思っている。

○委員長

新しい委員を迎え、新たな気持ちで大田区の教育をより良くしていきたいと思っている。

委員の皆さんの議席だが、現在座っている席でよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

それでは、この議席をお願いします。

これより、審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。

次に、会議録署名委員に横川委員を指名する。

○委員長

本日は傍聴者がいるため、委員の皆さんに、傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可することとする。

それでは、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求める。

○事務局職員

日程第1は、教育長の任命である。12月21日付で清水委員の教育長としての任期が満了となっている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定に基づき、教育長の任命が必要である。まずは、委員の皆様の中から、教育長の選出をお願いする。

○委員長

それでは、教育長の選出をする。選出の方法だが、互選でよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

委員の皆さんの意見を伺いたい。

○芳賀委員

教育長は津村委員をお願いしたい。

○委員長

ただいま、芳賀委員から、津村委員を教育長にとの発言があった。これは、津村委員の一身上に関する事案である。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項及び同法第13条第5項の規定により、当事者は、議事に参与することができない。

しかしながら、同条同項のただし書きの規定によって、委員会の同意を得れば、会議に出席し、発言することができる。皆さん、いかがするか。

○芳賀委員

出席いただいてよろしいかと思う。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

各委員の同意が得られたので会議を続行する。

先ほど、芳賀委員から津村委員を教育長にとの提案があったが、ほかに意見はあるか。

○尾形委員

私も津村委員に教育長をお願いしたい。

○委員長

ほかの委員はよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

皆さん賛成のようなので、津村委員を教育長に任命する議案の作成を事務局に依頼する。議案作成のために10分ほど休憩とし、20分から再開する。

(休憩)

○委員長

時間となったので定例会を再開する。

まずは、第43号議案 大田区教育委員会教育長の任命についての審議に入る。

事務局からの説明をお願いします。

○教育総務課長

第43号議案を読み上げる。

大田区教育委員会教育長の任命について。

上記の議案を提出する。平成25年12月24日。

提出者は、大田区教育委員会委員長、鈴木清子。

大田区教育委員会教育長の任命について、次の者を大田区教育委員会教育長に任命する。

1、職及び氏名、大田区教育委員会委員、津村正純。

2、任命日、平成25年12月24日。

提案理由、平成25年12月21日に前大田区教育委員会教育長の委員としての任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項及び第2項に基づき、新たに教育長を任命する必要があるため、この案を提出する。

なお、各教育委員の皆さんの資料として、津村委員の経歴書を添付している。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見・質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第43号議案について、原案どおり決定する。

次に、教育長の就任のあいさつをお願いします。

○津村教育長

改めてあいさつを申し上げます。

教育長に選出いただいたことに感謝したい。これから大田区の教育行政を子どもたち一人ひとりの視点に立ち、教育委員の皆さんとともにしっかり進めてまいりたい。

江戸東京博物館で12月8日に終了した、「明治のこころ展」、これは「モースのコレクション」の里帰り展であったが、私もそれを見に行った。その中で展示されていた明治の頃の子どもの写真、この写真に写っている子どもたちの笑顔は本当に屈託ない。すば

らしい、心が洗われるような写真であった。

今の子どもたちは様々な困難に直面しているかと思う。そのような中で、子どもたちの健全な成長のためには、私たち大人が様々な工夫をしていく必要があると思う。

委員の皆さんからの意見・提案などもいただき、学校教育はもとより、社会教育においても、精一杯務めさせていただき、教育長としての職務を全うしていきたい。

○委員長

続いて、日程第2について、事務局職員の説明を求める。

○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」である。

○学務課長

資料)平成26年度新入学にかかわる指定校変更及び区外就学について

平成26年度新入学にかかわる指定校変更及び区域外就学について報告する。

まず、基本的な考え方であるが、指定校変更は当該校の施設規模に応じ、その範囲内において認める。つまり、クラスの定員に余裕があった場合に、通学区域外から受入れを認めるという趣旨である。

2番目として区域外就学、これは他の区市町村に居住の児童の受入れであるが、区域外就学は原則として許可をしない。

3番目として、指定校変更の学校別対応である。

まず、通学区域内の児童数が、住民登録等が非常に多く、受入れができない学校として、池雪小学校、矢口西小学校2校がある。それから、2学級制限校として、御覧の4校であり、受入れ可能人数を1年生は65名としている。1年生は35人学級であるので、35人学級×2クラスで70人であるが、今後、学年が上がるにつれて、転校してくる児童がいるため、その余裕分5名を見て、65名としている。3学級制限校も御覧の7校である。受入れ可能な人数が95名であるが、こちらのほうは35名×3クラスで105名である。学校の規模から、10名の余裕を見て、95名の制限としている。

4学級制限校については、御覧の5校である。受入れ可能人数は同様に計算して、130名ということである。

その他の学校については、おおむね住民登録情報などで、希望どおり入れる見込みとなっている。

次に、中学校である。

4学級に制限する学校が5校で、受入れ可能人数を150名としている。中学1年生は、35人学級もしくは学校の実情に応じて、チームティーチングなどで行うということで、40人学級というのが基本になっている。

したがって、40名×4クラスで160名となるが、転校等を勘案し、10名を減じた150名を受入れ可能人数としている。

5学級制限校、東調布中学校で、受入れ可能人数は同様の算出により190名。

6学級制限校は、南六郷中学校で、受入れ可能人数225名としているが、学校は規模が

大きいため、転校等の余裕を15名みて、240名から15名を減じた225名としている。

その他の学校については、特に制限する状況にない。今後の最終的な状況に応じて検討していくことになる。

下のほうに注釈が載せてあるが、(2)として、申請はこれから1月11日から1月24日までの期間とし、最終的には抽選等についても、その結果を見て判断していく。

なお、保護者の方の都合を考慮し、1月11日、12日の両日は土日であるが、学務課で受け付けを行う予定である。

それから、(3)である。これが、例えば、3学級に制限した学校でも、その地域だけで児童生徒数が、3学級の定員上限である105人を超えた場合には、当然4クラスにしていく必要がある。

その場合にも人数は3学級制限校の場合、4クラスになったとしても、110名までで制限する。4学級制限校は、150名までで制限するということになっている。3学級の制限校が4クラスになった場合は、上の表で行く、130名の制限ということになってくる。なぜ110名に押さえるかということ、3年生になった時点で40人学級となり、そのときに3学級、あるいは4学級にできるようにということで、人数を制限するということである。

なお、先ほど矢口西小学校について、受入れができないと申請したが、平成21年度にこちらの学校は通学区域を変更している。そのときに通学区域から外れた学区域の児童について、兄弟が矢口西小学校に既に通っている場合は、特例措置としてこれを受入れるという取扱いとなる。

2枚目の資料であるが、これらを勘案して、今年度の状況について受入れ見込みを示したものである。指定校変更の受入れができない可能性が高い学校として、山王小学校、入新井第二小学校、千鳥小学校、久原小学校がある。また、通学域と児童数の例年の申請状況から抽選実施となる可能性が高い学校は8校載せてある。

なお中学校については、私立学校に行く生徒が非常に多く、変動が大きいために受入れ見込みの掲示はこれまで行ってきていない。状況に応じて、また抽選等も行われる可能性がある。

この資料内容については、区のホームページに掲載をして、事前に周知を行い、保護者の方々の選択の参考としていただきたい。

○社会教育課長

資料)平成25年度大田区文化祭実施結果

平成25年度大田区文化祭の実施結果について報告したい。区民の文化、芸術への関心を高めるとともに、地域文化の向上を図るという目的で開催したいと、10月4日から11月24日まで、13部門にわたって開催をした。

結果として9,109名の参加となっている。このほかに出場者は、出場者数の欄に掲載している。昨年度より参加者数が2,000人程度減っているが、これは、会場の関係がある。特に合唱祭の場合は、アプリコで5年間続けて開催したが、今年度の会場は区民センターで、会場の収容人数の問題もあり大幅に入場者が減ってしまった。

○委員長

ただいまの報告に意見・質問などあれば、挙手いただきたい。

○藤崎委員

聞き漏らしかもしれないが、この指定校変更の内容をホームページの掲載・告知するタイミングは、いつであったか。

○学務課長

本日、この報告が終わったら、ホームページに掲載する。

○藤崎委員

承知した。

○委員長

ほかに意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認する。

次に、日程第3について、審議を始める前に、議案作成のため、中 10 分間の休憩をする。それでは、43 分まで休憩とする。

(休憩)

○委員長

定例会を再開する。

日程第3について、事務局職員の説明を求める。

○事務局職員

日程第3は議案審議である。

第44号議案 平成25年度第六次補正予算要求原案について、第45号議案 「大田区総合体育館条例の一部を改正する条例」原案の提出について、第46号議案 「大田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」原案の提出について、第47号議案 大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令、第48号議案 大田区立大森スポーツセンター指定管理者の指定について、以上である。

○委員長

第44号議案について、事務局から説明をお願いする。

○教育総務課長

第44号議案について、説明する。

第 44 号議案については、平成 25 年度第六次補正予算要求原案についてである。別表、平成 25 年度第六次補正予算案一覧表のとおり、区長に対して予算を要求するものである。

提案理由であるが、私立幼稚園就園奨励費補助金による歳入及び歳出の補正、学校施設非構造部材耐震化支援事業による歳入の補正、石川台中学校屋内運動場の改修、スクールカウンセラーの雇用、下丸子図書館外壁改修による歳出の補正を行うため、この案を提出する。

別表に歳入と歳出について、それぞれ一覧表をつけているので、御覧いただきたい。

○委員長

補正予算案についてだが、ただいまの説明に関して、意見・質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第 44 号議案、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

次に、第 45 号議案について事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、第 45 号議案である。

大田区総合体育館条例の一部を改正する条例である。

大田区総合体育館条例の一部を次のように改正するというので、別表 1 の「利用者が入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合」の部を次のように改める。

3 枚目の提案理由にあるとおり、利用者が入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合の施設ごとの利用料金を改めて設定するために、条例を改正する必要があるこの案を提出する。

御覧いただき、御質問いただきたい。よろしく審議のほどお願いしたい。

○委員長

ただいまの条例改正についてであるが、意見・質問があるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質問がなければ、第 45 号議案は、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

次に、第 46 号議案について、事務局から説明をお願いしたい。

○教育総務課長

第 46 号議案は、大田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例である。

第 4 条の見出しを「(会長及び副会長)」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「おく」を漢字の「置く」に改め、同項

を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として、次の1項を加える。次の1項につきまして、会長は区長をもって充てるということである。

提案理由であるが、地方青少年問題協議会法の改正に伴い、大田区青少年問題協議会の会長に係る規定を追加するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。よろしく審議願いたい。

○委員長

大田区青少年問題協議会の条例の一部改正にあたる問題に関して、意見・質問はあるか。
(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してもよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

次に、第47号議案について、事務局からの説明をお願いしたい。

○教育総務課長

第47号議案、大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令である。

大田区立学校文書管理規程の一部を次のように改正するものである。第8条の2第1項中「文書及び電子文書の」を削り、「終わる。」の次に「この場合において、」を加え、同項に次のただし書を加える。

加える文書は、ただし、電子文書の文書番号については、自動的に文書番号を付するものとする。

提案理由であるが、校務支援システムの運用に係る規程の整備に伴い、規程を改正する必要がある、この案を提出する。よろしく審議願いたい。

○委員長

大田区立学校の文書管理規程の一部改正についてであるが、ただいまの原案に対して、質問・意見はあるか。よろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

それでは、原案どおり決定する。
次に、第48号議案、事務局より説明をお願いする。

○事務局職員

第48号議案、大田区立大森スポーツセンターの指定管理者の指定についてである。

下記のとおり、指定管理者を指定するもので、1番、施設の名称は、大田区立大森スポーツセンターである。

2番、指定管理者の名称だが、公益財団法人大田区体育協会グループ、代表団体は、公益財団法人大田区体育協会、構成団体は、株式会社オーエンスである。

指定の期間は、平成26年4月1日から、平成31年3月31日までである。

提案理由は、大田区立大森スポーツセンター条例、第 14 条第 1 項の規定に基づき、この案を提出する。資料を添付しているので、御指示願いたい。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見・質問などはないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第 48 号議案について、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、これをもって、平成 25 年第 12 回の教育委員会定例会を閉会とする。

(午後 2 時 50 分閉会)